
第3期

川崎市文化芸術振興計画（案）

令和6（2024）年 月

川崎市

目次

第1章 第3期文化芸術振興計画の策定にあたって

1 策定の経緯	1
2 第2期計画（改訂版）の評価、検証等	1
3 第2期計画（改訂版）策定以降の文化芸術を取り巻く状況の変化	4
4 市民意見等の把握と整理	8

第2章 本計画の基本的な考え方

1 計画の策定の方針	10
2 本市の文化芸術振興の重点的な取組	10
3 本計画の策定における新しい要素	11
4 本計画の位置付け	12
5 計画期間	13

第3章 本計画の体系と施策の展開

1 本計画で目指すまちの姿	14
2 計画の体系	14
3 基本目標と施策の展開	15
基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり	15
施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進	15
施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進	17
施策3 「川崎の文化芸術」の魅力発信	19
基本目標2 人材の育成とつながりによる地域課題への対応	21
施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供	21
施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進	22
施策3 文化芸術によるつながりの創出	23
基本目標3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出	25
施策1 文化施設等の効果的な運営	25
施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供	26

4 横断的な戦略	28
戦略1 身近に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりに向けた取組を推進する	
戦略2 文化芸術による様々な出会いや交流を促進する	
戦略3 かわさきパラムーブメント推進ビジョンのレガシーを形成する	
戦略4 民間施設を含めた効率的・効果的な利活用と連携を促進する	

第4章 計画の推進について

1 成果指標	30
2 連携による本計画の推進	31
3 計画の進行管理・評価の体制	32

第1章 第3期文化芸術振興計画の策定にあたって

1 策定の経緯

本市では、旧・文化芸術振興基本法（平成 29(2017)年 6月に文化芸術基本法に改正）の第4条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」に基づき、文化芸術を活かしたまちづくりを進めるため、平成 17(2005)年 4月に「川崎市文化芸術振興条例」（以下「振興条例」という。）を制定しました。

この振興条例に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 20(2008)年 3月に「川崎市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、さらに平成 26(2014)年 3月には概ね 10年間を計画期間とする「第2期川崎市文化芸術振興計画」（以下「第2期計画」という。）を策定、計画期間の中間年である平成 30(2018)年度に「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（以下「第2期計画（改訂版）」という。）として改訂しました。

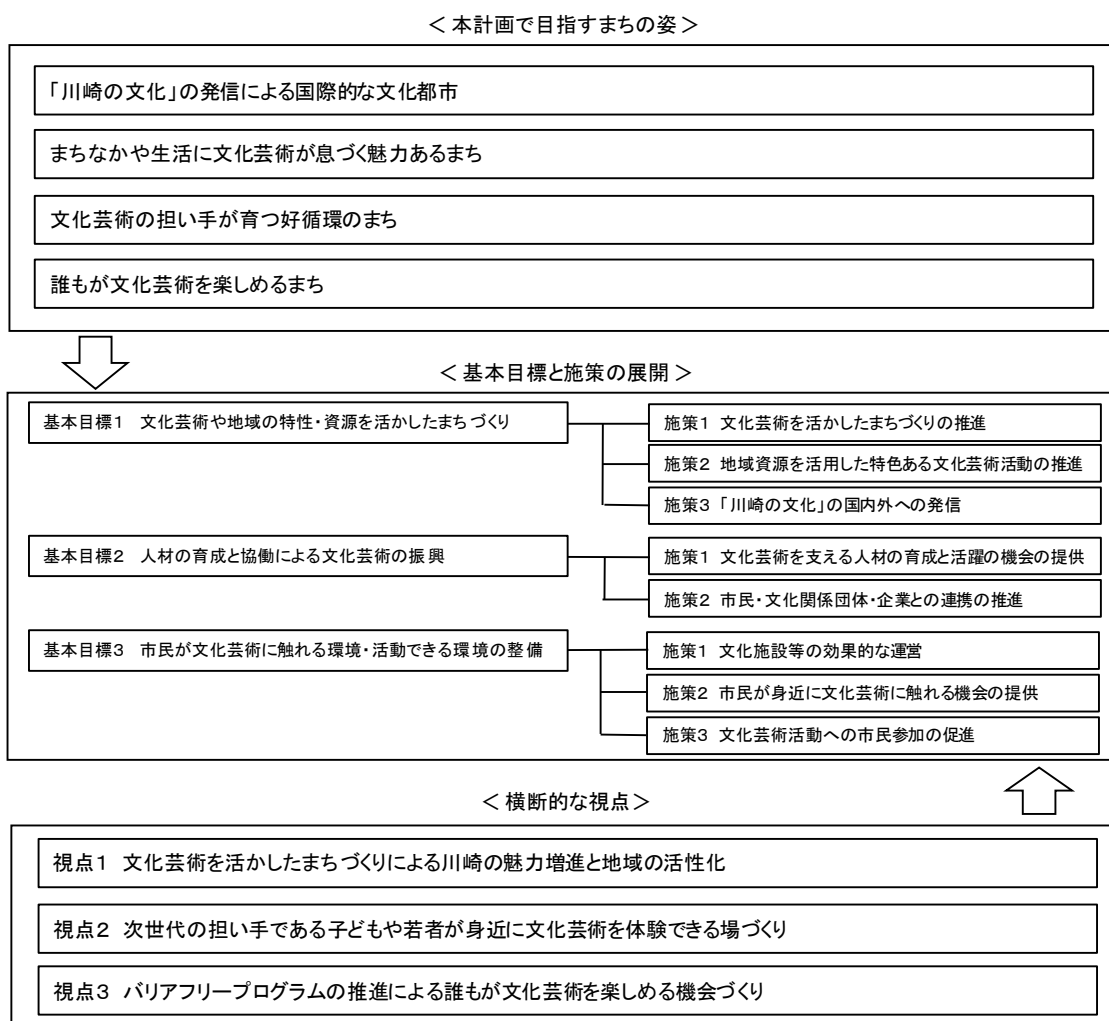
この度、第2期計画（改訂版）の最終年度を迎えることから、社会状況の変化や国の動向、本市の取組など、文化芸術を取り巻く状況の変化等を踏まえて見直しを行い、令和 6（2024）年度から 10年間を計画期間とする「第3期川崎市文化芸術振興計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き文化芸術振興施策を推進していきます。

2 第2期計画（改訂版）の評価、検証等

(1) 計画の体系

第2期計画（改訂版）では、川崎の文化芸術振興の方向性として4つの「目指すまちの姿」を定め、目指すまちの姿を達成するため3つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定め、具体的な取組を進めました。また、取組を推進する際の重要な視点を「横断的な視点」として位置付けるとともに、計画全体の成果指標として「川崎市総合計画第2期実施計画」（以下「第2期実施計画」という。）における成果指標を活用しました。

【第2期計画（改訂版）体系図】



(2) 第2期計画（改訂版）の取組と評価及び検証

第2期計画（改訂版）で掲げた基本目標ごとに、計画期間である（平成31(2019)年度）から令和5(2023)年度までの主な取組と、成果指標から取組に対する評価、検証を整理しました。

◎基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

主な取組	○音楽や映像、地域固有の歴史や伝統文化など、地域の文化芸術資源を活かしたまちづくりに向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「かわさきジャズ」の開催 ・ミュージアム川崎シンフォニーホールやカルッツかわさきにおける良質な音楽の鑑賞機会の提供 ・「川崎市映像アーカイブ」の公開 ・「東海道川崎宿2023まつり」の開催 ・「高津区ふるさとアーカイブ」公開 ・「川崎市地域文化財顕彰制度」の創設 ・「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定 ・「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」の策定
------	---

	<p>○川崎の文化の発信による都市イメージの向上と地域への愛着の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かわさきイベントアプリ」による情報提供の開始 ・「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」など、川崎に根ざした文化芸術イベントの発信
--	---

◎基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

主な取組	<p>○地域の文化芸術活動を支える人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かわさきジャズ」における人材育成プログラムの実施 ・文化財ボランティア登録制度の開始 ・芸術のまち・かわさき人材育成事業（アート講座）の実施 ・文化芸術イベント等におけるボランティアの育成 ・ミューザ川崎シンフォニーホールにおける人材育成プログラムの実施 ・岡本太郎現代芸術賞（TARO 賞）やかわさき市美術展の実施 ・子どもや青少年を対象とした文化芸術事業の実施 <p>○市民や文化関係団体、企業等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あさお芸術・文化交流カフェ」の開始 ・「音楽のまち・かわさき」推進協議会や「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動への支援 ・「アート・フォー・オール」推進モデル事業の実施
------	--

◎基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

主な取組	<p>○美術館やホール等の文化関連施設の効果的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化関連施設における魅力的な公演や展示等の事業の実施、アウトリーチ活動の実施、鑑賞支援の取組の実施、専門人材の育成、施設間の連携・協力 <p>○誰もが文化芸術を楽しみ、参加できる機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所のロビーや各地域の公共施設を活用したコンサート ・東京交響楽団による社会福祉施設等への巡回コンサート ・「Colors かわさき展」など障害のある方による文化芸術活動の環境づくりに向けた事業の実施
------	---

(成果指標の結果)

成果指標	実績値						参考値 (R3)	目標値 (R5)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
文化・芸術活動の盛んなまちだと思う市民の割合	47.4%	—	48.5%	—	45.2%	—	52.2% 以上	53.6% 以上
主要文化施設の入場者数	137.8万人	139.3万人	114.9万人	57.1万人	82.3万人	87.7万人	140.5万人 以上	140.5万人 以上
ミュージアム川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率	74.00%	75.67%	75.54%	72.61%	75.63%	76.40%	74.0% 以上	74.5% 以上
年1回以上文化芸術活動をする人の割合	14.5%	—	13.4%	—	12.1%	—	18.0% 以上	19.0% 以上
「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合	51.3%	—	51.8%	—	46.3%	—	57.0% 以上	58.5% 以上
「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合	17.8%	—	16.3%	—	11.4%	—	25.0% 以上	27.5% 以上

(注) 参考値は川崎市総合計画（第2期実施計画）の計画期間の終期である令和3（2021）年度における目標値です
アンケート調査の実施周期の関係で実績値がないものは「—」で表しています

結果としては、令和元年東日本台風による市民ミュージアムの被災、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響前は、主な取組のとおり、文化芸術関連イベントや文化関連施設の運営などを行ったことにより、成果指標の大半が増加傾向であったことから、第2期計画（改訂版）で掲げた基本目標や施策の目的に沿った取組は、一定の効果があつたと確認できましたが、新型コロナウイルス感染症拡大以降は事業中止や規模縮小が多かったことなどが原因で、成果指標は、一つの項目を除き、令和5年度の目標値を達成できない見込みとなります。

成果指標から見られる取組に対する課題としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による鑑賞者の減少、文化芸術活動の担い手の減少をはじめ、市民や地域の活動団体等との連携の更なる強化、参加者の拡大等に向けた広報や情報発信の一層の強化、ボランティアを含めた文化芸術活動の担い手の不足などが挙げられます。

3 第2期計画（改訂版）策定以降の文化芸術を取り巻く状況の変化

第2期計画（改訂版）を策定した以降、文化芸術に関連して、社会状況や国、本市における様々な変化が生じています。

(1) 社会状況の変化

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活様式の変化など、本市を取り巻く社会環境が急激な変容を見せる中、将来的な人口減少・超高齢社会への対応など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題もあります。

文化芸術が持つ多様な価値を活かして地域や社会への貢献が果たせるよう、これらの対応・解決に資する取組を展開していく必要があるといえます。

ア 新型コロナウイルス感染症拡大等に端を発する社会環境の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の影響は、人々の身体的な接触を妨げ、心理的な距離も生じさせるなど、多くの人々の行動変容となり、イベントの中止や延期、規模縮小など文化芸術活動が困難になる状況となった中、文化芸術は人々に安らぎ、勇気、希望を与えるという本質的価値が改めて認識されたことから、文化芸術の振興、継承が重要であると考えられます。

イ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けたSDGsの取組が世界的な動きになり、女性、高齢者、外国人、障害者その他マイノリティへの社会的障壁を取り払うための法整備が進むなど、ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性が高まる中、本市においても、様々な障壁を取り除き、誰もが社会参加できる環境を作り出すことが求められています。

こうした中、本市では、誰もが文化芸術に携わり、親しみ、楽しめる環境づくりに貢献するため、障害の有無、世代、性別、国籍などの背景の違いを超えて、多様な人々が文化芸術に触れ、その魅力を体験・体感することができるよう、様々な社会的障壁に配慮した取組を展開していく必要があると考えられます。

ウ 将来的な人口減少・超高齢社会への対応

全国的に人口が減少に転じる中、本市では20代前後の若い世代を中心に人口の増加が続いていますが、令和12（2030）年頃にピークを迎え、その後は減少していくことが見込まれます。また、令和7（2025）年までの間に人口の約21%が65歳以上となり「超高齢社会」を迎えると見込まれていることから、文化芸術の担い手や鑑賞者などの需要の減少により、文化芸術の衰退が見込まれます。

このような課題に対して、本市が持つ豊富な文化芸術資源も活用しながら、幅広い世代に関心を持ってもらえるような取組の展開や、市域の文化芸術活動の活性化を図ることにより、文化芸術のすそ野を拡大し、魅力的なまちづくりや市民の活力の創出に貢献していくことが必要であると考えられます。

エ 市民や地域のつながりの強化

近年、令和元年東日本台風のような風水害、地震などの危機事象による災害対応や社会的な孤立等による孤独死の発生などの状況に対し、市民や地域のつながりによる対応が求められていますが、地域コミュニティの希薄化に加え、価値観の多様化が進むなどにより、市民や地域のつながりは、弱体化していると考えられます。

このような課題に対して、文化芸術を通じ、市民や団体、他の文化施設と連携・協働した活動などで、多様なつながりを生み出し、より豊かなコミュニティの形成を図ることで、市民や地域のつながりを強化する必要があると考えられます。

(2) 国の動向等

文化芸術に係る国の動向に目を向けると、文化芸術基本法に基づき平成 30（2018）年 3 月に閣議決定された文化芸術推進基本計画（第 1 期）が計画期間を終え、令和 5（2023）年度から 5 年間を対象期間とする第 2 期基本計画が令和 5（2023）年 3 月 24 日に閣議決定されました。第 2 期基本計画の重点取組として、ポストコロナの文化芸術活動の推進、次代を担う子どもたちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興などが掲げられています。

また、障害者文化芸術推進法に基づき、令和 5（2023）年 3 月に、令和 5（2023）年度から 5 年間の計画期間とする、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）が策定され、鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、相談体制の整備など 11 の施策が掲げられています。

さらに、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針が令和 5（2023）年 3 月に改正されたほか、令和 5（2023）年 4 月に施行された博物館法の改正により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されるとともに、他の博物館施設を含む地域の多様な主体との連携や、文化観光等への貢献が博物館の役割として求められることとなります。

(3) 本市の状況等

ア 川崎市総合計画 第 3 期実施計画（令和 4（2022）年 3 月策定）

本市は、「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」（以下「第 3 期実施計画」という。）において、社会状況の不確実性が高まる中においても、継続した課題や新たな課題に対応した取組を推進し、めざす都市像の実現を図っていくための今後 4 年間の具体的な取組を定めています。また、平成 31（2019）年に策定した「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を第 3 期実施計画と統合し、本計画における各施策と SDGs の達成に向けた取組を一体的に推進しています。

この中で、施策の一つとして「市民の文化芸術活動の振興」を掲げ、「市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする」ことを目標とし、その方向性として「誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくり（アート・フォー・オール）の推進」や「市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業等の推進及び新たなミュージアムの整備に向けた取組の推進」などを定めています。

イ 新たなミュージアムに関する基本構想（令和 5（2023）年 5 月策定）

市民ミュージアムが令和元年東日本台風により被災し、被災から 4 年経過した現在は仮設の施設で被災収蔵品修復作業等を行いつつ、新たなミュージアムの整備に向けた取組を進めています。新たなミュージアムは、博物館、美術館が融合した「川崎らしい」ミュージアムとして、本市の特徴及びこれまでの市民ミュージアムの活動を活かした取組や、社会環境の変化等への対応に寄与する取組を展開し、地域や社会への貢献を図ることなどを目指し、展示室、収蔵庫等の機能を持つ「ミュージアム（拠点施設）」の整備のみならず、誰もが文化芸術に携わり、親しみ、楽しみ、市域の多

くの場所でミュージアム活動に触れられるよう「まちなかミュージアム」の取組を展開していくとしています。

今後、開設候補地とした「生田緑地ばら苑隣接区域」について、自然環境への配慮や道路等のインフラ整備等の課題に対し検討を進め、開設地として決定していくことを目指すとともに、具体的な事業内容、必要な機能、施設規模、学芸員のあり方、修復した収蔵品の活用方法等について検討を進めています。

ウ 川崎市文化財保存活用地域計画（令和6（2024）年3月作成予定）

本市は、未指定を含めた文化財を総合的に把握し、地域の文化財の保存・活用の基本的な方針を定めるとともに、この方針に基づく取組みにより、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とし、「文化財が人をつなぎ、地域のたからを守り育むまち」を基本理念とし、本市の文化財の保存・活用を進めています。

エ かわさきパラムーブメント推進ビジョン（令和4（2022）年6月策定）

本市は、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」に基づき、共生社会の実現に向けた様々な取組を進めています。

この中で、レガシーの一つとして掲げる「誰もが文化芸術に親しんでいるまち」の形成に向け、「障害のある方がより文化芸術活動に関われるよう、様々なバリアの解消を図っていくことが必要」と示しています。

オ これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定）

本市は、暮らしを取り巻く環境の変化がもたらす様々な将来リスクを回避し、多様な主体の連携により、「市民創発」※1による持続可能な暮らしやすい地域を実現する施策の方向性を示すことを目的として「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定し、多様なつながりや居場所を創出しつつ、幸福度が高く、誰もが認められる社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティの形成に向け、取組を進めています。

カ 若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針（平成30（2018）年10月策定）

本市は、若い世代をはじめ、あらゆる世代が活躍する持続可能なまちづくりを進めていく観点から、「若い世代が集い賑わうまち」を目指し、川崎らしい地域資源であるストリートカルチャーを反映したミューラルアートなどの若者文化の発信により魅力を高める取組を進めています。

※1 様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまででない活動や予期せぬ価値を創出すること。

4 市民意見等の把握と整理

(1) 市民アンケート結果等

令和5年度の市民アンケート結果から見ると、過去1年間に文化芸術を鑑賞した人は増えており、新型コロナウイルス感染症拡大後から回復傾向にあります。

しかしながら、過去1年間の文化芸術活動をした人は、依然として低いままであり、文化芸術への興味がある人も減少しているため、誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加できる環境づくりが必要と考えます。

市民アンケート（単純集計値）の結果（抜粋）

※調査対象：川崎市在住の18歳以上の個人 調査方法：インターネット調査 有効回答数：1,500 標本

（過去1年間に鑑賞した文化芸術） 複数回答有

	音楽	美術	演劇	舞踊	映画（アニメを除く）	アニメ映画など（※）	伝統芸能	芸能	歴史的な建物や遺跡	その他	鑑賞しなかった
平成30年度	21.7%	21.3%	10.4%	3.0%	35.1%	11.4%	3.8%	3.5%	19.4%	5.2%	36.2%
令和3年度	10.7%	5.9%	4.3%	1.4%	11.4%	4.7%	1.0%	1.3%	4.8%	1.4%	73.8%
令和5年度	18.6%	14.5%	9.0%	2.5%	25.2%	10.6%	3.5%	3.7%	12.5%	0.1%	55.8%

※コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート）など

（過去1年間に行った文化芸術に関わる活動） 複数回答有

	創作	出演	習い事	地域芸能の参加	子どもの文化芸術活動支援	美術館などの案内等の支援	音楽祭などの開催支援	歴史的な建物等の保存・活用支援活動	その他	活動しなかった
平成30年度	4.2%	5.1%	4.1%	4.3%	1.8%	1.3%	1.0%	0.9%	7.0%	78.1%
令和3年度	4.4%	3.9%	3.8%	1.7%	1.9%	1.5%	1.1%	1.5%	0.1%	86.7%
令和5年度	3.6%	4.3%	2.7%	4.8%	1.3%	1.3%	1.4%	1.5%	0.1%	85.4%

（文化芸術活動等の興味）

	興味がある	どちらかという と興味がある	どちらかという と興味がない	興味がない
令和3年度	15.5%	33.1%	24.5%	26.9%
令和5年度	10.3%	31.0%	26.8%	31.9%

(2) 文化芸術団体アンケート結果等

令和5年度の文化芸術団体アンケート結果から見ると、各文化芸術団体の加盟団体数及び活動が活性化した団体は減少しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、減少傾向にあります。

活動員の高齢化や次の世代への活動の継承が課題として捉え、子どもや若者のイベント等の実施などに取り組んでいるが、解決には至っておらず、各団体による取組だけではなく、団体間の連携等を深めることで、広域的な取組とすることや新しいアイデアの創出などにより、課題解決を目指していく必要があります。

また、文化芸術活動の練習や発表をする施設は、予約が取りづらい、規模の適した会場が少ないという意見が多く、既存の施設や民間施設等の活用などの推進が必要と考えます。

文化芸術団体へのアンケート結果（抜粋）

※団体数は平成30年度10団体、令和5年度9団体

(加盟団体数)

	増加	あまり変わらない	減少
平成30年度	1	8	1
令和5年度	2	4	3

(団体活動の活性化)

	思う	思わない	どちらとも言えない
平成30年度	8	0	2
令和5年度	4	2	3

(団体活動の課題) 複数回答有

	活動場所の確保	活動資金の確保	活動員（ボランティアを除く）の確保 見えない	活動を支援するボランティアの確保	指導者・助言者がいない	他の団体との連携が不足	活動を周知する機会が少ない	活動員が高齢化している	次の世代への活動継承	その他
平成30年度	6	3	1	1	0	1	1	10	9	0
令和5年度	4	1	1	0	0	3	3	9	8	1

(練習や発表での施設利用の支障) 複数回答有

	関連する情報が少ない	入場料や使用料が高い	利用時間が短い	予約が取りづらい	規模の適した会場が少ない	設備が足りない・不十分	その他	特になし
平成30年度	0	5	1	—	—	—	5	1
令和5年度	0	2	1	8	4	1	3	0

(本市の文化芸術振興施策に最も必要だと思う取組)

- ・市民が文化活動で利用し易い施設（場所、料金、設備）の充実
- ・他区との連携が取れていないため、全体の横のつながりが必要
- ・子どもたちに経済的余裕が見られないため、体験に必要な最低限の費用支援

第2章 本計画の基本的な考え方

1 計画の策定の方針

第2期計画（改訂版）の策定以降、社会状況の変化や、国における計画の策定や法律の改正、本市においては、新たなミュージアムの整備に向けた取組など、文化芸術を取り巻く様々な状況の変化がありました。

文化芸術の振興は、中長期的な取組によって成果が現れると考えられ、本市の文化芸術の振興に関して基本理念を定めるとともに、市、市民及び企業の役割や文化芸術振興施策の基本事項を定めた、振興条例を踏まえたものである第2期計画（改訂版）の基本方針などを踏襲しつつ、第2期計画（改訂版）の策定以降の状況の変化等を踏まえて、必要な見直しを行います。

それにより、文化芸術を通じたダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を推進するため、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進め、市民や文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図ってまいります。

【基本方針】

基本方針1	文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進 文化芸術の振興は、都市が創造、発展、繁栄するための重要な要素であり、その活動と情報発信を通じて、まちの活性化を進めます。また、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくりを進めることによって、創造的で人間らしい感性豊かな人を育む地域社会をつくります。
基本方針2	市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援 市民が主体的に実施する多様な文化芸術活動に対して、環境の整備と場所、施設、方法等の必要な情報提供を行い、その活動の自主性、創造性を尊重し、様々な角度から支援を行います。
基本方針3	関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり 市民、企業、文化団体や大学等が、コミュニケーションを図りながら連携・協働を促進し、それぞれが役割を担うことにより、効果的で継続的に文化芸術を振興するとともに、地域づくりを進めます。
基本方針4	文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進 国内外の都市や地域との文化交流を積極的に推進し、文化的価値観の違いを認め、相互に尊重するとともに、多様な文化芸術活動、生活様式、伝統等に触れるための情報発信と人的交流を進めます。

2 本市の文化芸術振興の重点的な取組

今後の本市の文化芸術振興にあたっては、本市を取り巻く環境の変化や第2期計画（改訂版）の取組での課題等を踏まえ、本市が持つ多彩で豊富な文化芸術資源を活かし、誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加することができる環境作りと、「川崎の文化」を支え、発展させる次代の担い手の育成の取組などを進める必要があることから、次のとおり、これからの本市の文化芸術振興の重点的な取組を整理しました。

(1) アート・フォー・オールの実現に向けた取組の推進

誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境をつくるため、身近に文化芸術に触れ、アートを身近に感じ親しめ、また、アートにより、様々な出会いや交流が促進され、自由で多様な創作活動が生まれ、新たな価値を生み出すなど社会的包摂性が高く、寛容で多様性を育む取組を進めるとともに、文化芸術資源を活用した取組及び次代の担い手の育成を併せて進め、持続的に地域社会が抱える課題等を解決していくことを目指します。

(2) 新たなミュージアムの整備と活動の展開

博物館、美術館が融合した「川崎らしい」新たなミュージアムの整備に向けた取組を進めるとともに、新たなミュージアムは、多様な活動を通じ、地域や社会への貢献を図り、市民に身近なミュージアムとして、様々な「つながり」を創出し、誰もが文化芸術に携わり、親しみ、楽しめる環境づくりの場となる取組を進めます。

また、新たなミュージアムは、開設地周辺エリアの価値向上につながる取組に加え、市域の多くの場所で人々がミュージアム活動に触れられる取組を進め、新たなミュージアムにおける「まちなかミュージアム」の活動を展開していきます。

(3) 「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」に基づく取組の推進

市制 100 周年後のその先の 100 年を見据え、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」のレガシー形成を目指し、「すべての人が文化芸術活動に携わることができる環境が整っている」、「すべての人が文化芸術に親しみ、楽しめる環境が整っている」状態を目指し、多様性と社会的包摂を推進する取組を進めます。

(4) 文化施設を含めた既存施設の効率的・効果的な利活用

公共・民間施設の効率的・効果的な利活用、連携やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、親しむことができる場を提供します。

3 本計画の策定における新しい要素

本計画の策定にあたっては、第 2 期計画（改訂版）の取組の効果が見られたことから、条例の趣旨を踏まえた基本方針や基本目標などを踏襲しつつ、第 2 期計画（改訂版）の評価、検証等により明らかになった課題に対し、横断的な戦略として、実施可能な部分を施策毎の取組に取り入れ、「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」を形成し、多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出すことなどで課題解決を目指します。

また、アート・フォー・オールや新たなミュージアムを拠点施設としての整備と「まちなかミュージアム」としての展開等の新たな取組や第 2 期計画（改訂版）からの取組を継続しつつ、強化する取組を新しい要素として位置付けます。

(1) 横断的な戦略を位置付け【新規】

- ・本市の文化芸術振興の重点的な取組は、「目指すまちの姿」の実現に向け、実施可能な部分を各々の取組に取り入れるため、横断的な戦略として位置付けます。また、各取組へ取り入れるため、考え方を示す視点ではなく、具体的な取組を示す戦略とします。(横断的な戦略)

(2) アート・フォー・オール取組を位置付け【新規】

- ・「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」(「目指すまちの姿」)
- ・「身近に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりに向けた取組を推進する」
(横断的な戦略1)
- ・アートを通してコミュニケーションを生み、誰でもつながりあえるまちを形成します。
(基本目標1 施策1 取組3)

(3) 新たなミュージアムの活動の展開を位置付け【新規】

- ・新たなミュージアムにおける活動を見据えたアートコミュニティ形成の取組
(横断的な戦略2の取組)
- ・新たなミュージアムの拠点施設は、「リアルなモノ」に出会える機会を提供しつつ、限られた空間を有効活用し、多様性、公平性、アクセシビリティ、包摂性の4つの観点を重視した施設の検討を進めます。(基本目標3 施策1 取組1)
- ・市民ミュージアムをはじめ、美術館、博物館の作品等のデジタル・アーカイブ化の推進や、デジタル技術を活用した市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供
(基本目標3 施策2)

(4) 文化施設を含めた既存施設の効率的・効果的な利活用を位置付け【新規】

- ・「民間施設を含めた効率的・効果的な利活用と連携を促進する」(横断的な戦略4)
- ・既存の施設や、民間施設等を有効活用した文化芸術事業の実施
(基本目標3 施策2 取組3)

(5) 文化芸術を通じた市民や地域のつながりの強化【継続】

- ・人材の育成とつながりによる地域課題への対応 (基本目標2)
- ・文化芸術によるつながりの創出 (基本目標2 施策3)

(6) 広報や情報発信の強化【継続】

- ・国内外に向けた発信に捉われず、市民も含めた魅力発信を進めます。
(基本目標1 施策3)

(7) 取組の進捗管理の強化【継続】

- ・「川崎市文化芸術振興庁内推進委員会」において、中長期的な文化施策のあり方、連携方策等の検討・調整とともに、計画の進捗管理も行っていきます。

4 本計画の位置付け

本計画は、振興条例第7条に基づき、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画であり、川崎市政の基本方針である「川崎市総合計画」をはじめ関連する分野別計画等との整合性を図っています。また本計画は、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」に該当する計画であり、策定にあたっては、文化芸術基本法の理念に則るとともに、川崎の実情に即しつつ、国の文化芸術に関する施策に関する基本的な計画である「文化芸術推進基本計画」を参酌しています。

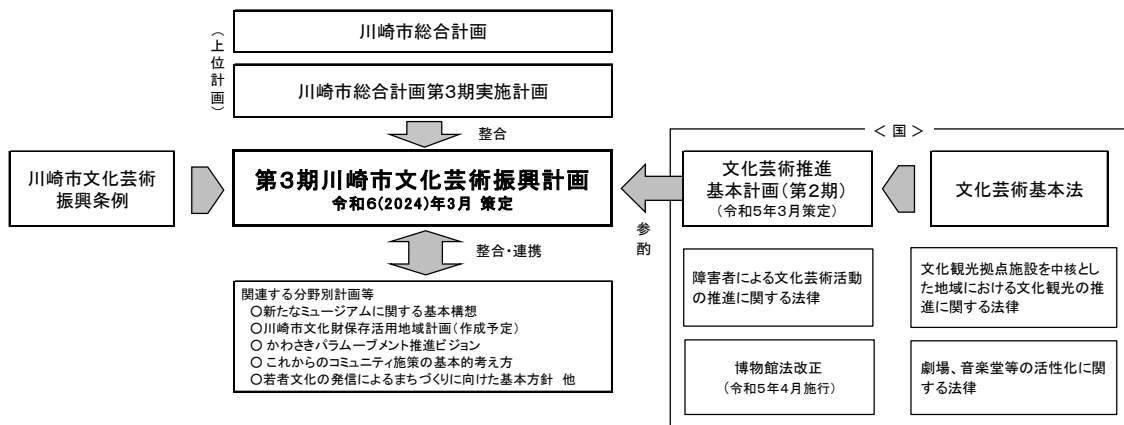
また、本計画では、文化芸術基本法第3章「文化芸術に関する基本的施策」に規定する、文学や音楽、美術、写真、演劇、舞踊等の芸術、映画や漫画等のメディア芸術、能楽や歌舞伎等の伝統芸能、落語や講談等の芸能、茶道や華道等の生活文化、有形・無形の文化財を対象としています。

このうち、文化財の調査や保存・活用に関しては、その根幹となる「文化財保護法」に基づき、本市では平成26年3月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」による取組を進めています。（「川崎市文化財保存活用地域計画」令和6(2024)年3月作成予定）

本計画には施策体系の中に文化財の調査や保存・活用の取組も含まれますが、「川崎市文化財保護活用計画」は具体的な文化財の保存・活用について、その行政目的や方向性等の詳細を定めるもので、それぞれの計画は互いに連携し、関連性を持つものです。

さらに、産業や観光及び福祉等他分野との連携・協力により、文化芸術の振興を図るとともに、これらの関連分野の振興にも寄与することを目指します。

【計画の関連図】



5 計画期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。しかしながら、社会情勢の変化や国の文化芸術推進基本計画、本市の総合計画などの状況を踏まえ、5年で検証し、必要に応じて見直しを行います。

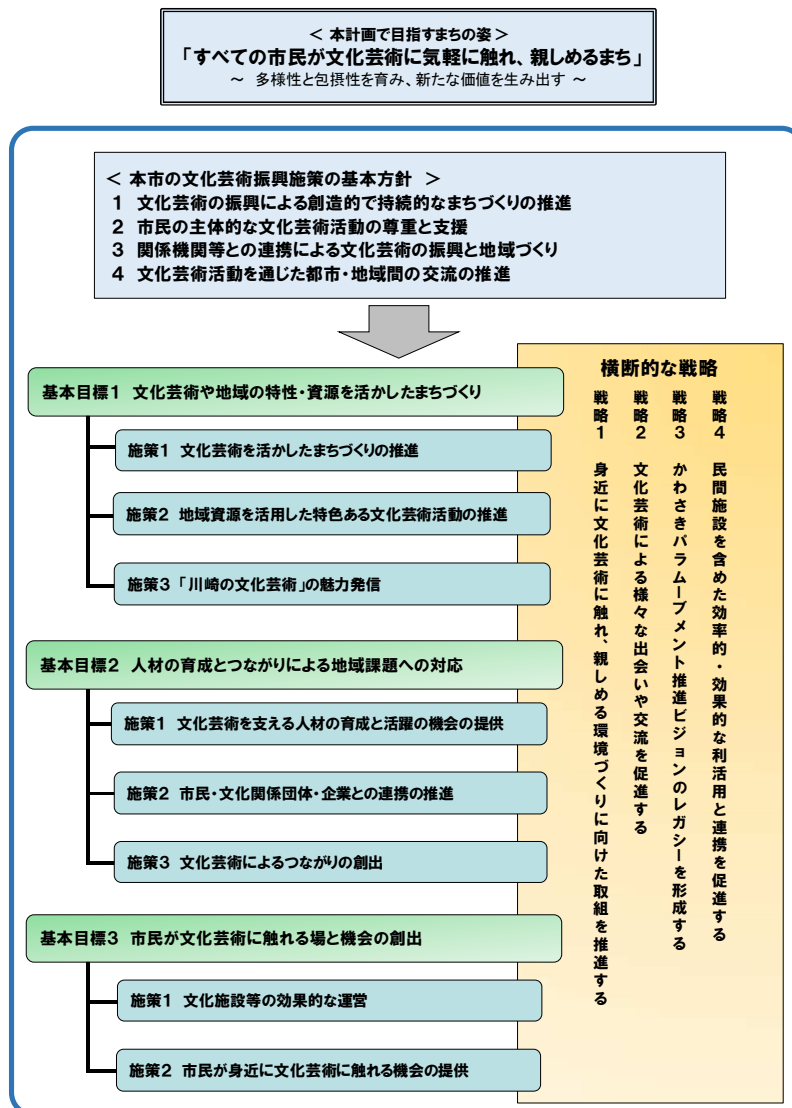
第3章 本計画の体系と施策の展開

1 本計画で目指すまちの姿

第2章2で述べた本市の文化芸術振興の重点的な取組を踏まえ、誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめることができ、様々な出会いや交流が促進されるとともに、自由で多彩な創作活動が生まれ、多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出すなど、「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち～ 多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す～」を本計画で目指すまちの姿とします。

「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」
～ 多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す ～

2 計画の体系



3 基本目標と施策の展開

基本目標 1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

本市には、様々な文化芸術分野で活動する人がおり、それぞれの地域においても特色のある伝統的な文化芸術が地域に受け継がれています。また、ミューザ川崎シンフォニーホールをはじめ多くの文化関連施設があるなど、市内には豊富な文化芸術資源があります。

本市では、音楽や映像をはじめとして、歴史や伝統文化、若者文化に加え、地域に根ざした文化芸術活動など、市内の文化芸術資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を積極的に発信し、市民の地域への愛着を増進するとともに都市イメージの更なる向上を図ります。

施策 1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

文化芸術の取組を市民の生活の中に浸透させ、まちづくりにつなげることにより、心豊かな社会が形成され、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的なまち「川崎」を創造していきます。

取組 1 音楽によるまちづくり

【概要】

川崎の特徴である「多様性」を活かし、多様な団体等と連携して老若男女、様々な環境の人が身近に音楽に親しめる環境、演奏できる環境を創出することにより、市内各地で培ってきた音楽によるまちづくりの裾野を広げ、音楽によるまちづくり、人づくりに取り組むとともに、ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした良質な音楽の提供を行っていくことにより、国内外に「音楽のまち・かわさき」の魅力を発信していきます。

【内容】

- 公共施設やまちなか等、身近な場所で音楽を発表し、鑑賞できる機会の提供
- ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした、東京交響楽団等による質の高い音楽の提供
- 100を超える市民合唱団、4つの市民オーケストラなど、市民団体による盛んな音楽活動の支援
- 市内にある2つの音楽大学との連携による、学生の発表の機会の提供や、人材育成の推進
- カルッツかわさき、市民館等における多様なジャンルの音楽等を発表し、鑑賞できる機会の提供
- 多様な主体事業者等による「音楽のまち・かわさき」を発信する音楽イベント等の開催支援
- 「音楽のまち・かわさき」推進協議会を中心とした、企業や文化団体、演奏家の

マッチング機能、情報発信等の中間支援の取組による地域活性化

- 子どもや障害のある方、高齢の方等が気軽に音楽に触れ、参加し、楽しむことができるバリアフリープログラムの推進

取組 2 映像によるまちづくり

【概要】

映画大学やアートセンター、4つのシネコンなど、市内にある映像資源や企業・団体等と連携し、川崎の魅力を発信していくとともに、子どもや若者が映像制作等を学ぶ機会を提供することにより、創造性を伸ばし、将来の映像文化の担い手を育てていきます。

また、市内の様々な施設等などがロケ地として活用され、映像メディアを通じて本市の魅力発信を推進するとともに、昭和20年代から現在までの市政ニュース映画などの映像資料をアーカイブ化し、川崎の近現代の姿を記録するなど、地域の歴史を知る資料としての活用を図っていきます。

【内容】

- 映画大学、ケーブルテレビ局、シネコンなどの映像関係団体等との連携による都市イメージの向上と地域活性化の推進
- 小中学校での映像制作授業や地域での映像制作のワークショップの開催支援
- 市政ニュース映画などの過去の映像を通じた川崎の近現代の風景や建物、資料等の映像アーカイブ（記録の保存）化及び活用
- 市の施設関係者及び民間事業者との円滑な調整をはじめ、新たなロケ地の発掘やロケ情報等の発信

取組 3 「アート・フォー・オール」に向けたまちづくり

【概要】

誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境「アート・フォー・オール」の実現に向け、文化施設のみならず、市内の身近なところでの活動や暮らしに寄り添う活動を通して、これまで文化芸術に興味のなかった層にも届けることにより、アートを紹介してコミュニケーションを生み、誰でもつながりあえるまちを形成します。

また、文化芸術関係者によるプラットフォームを作り、ネットワークづくりの推進や活動支援等により、文化芸術活動を行う環境の充実を図り、誰もが文化芸術に親しむ機会を創出します。

【内容】

- 市内の文化資源を活用し、人と人、人と場所、人とモノを緩やかにつなぐ、新たなミュージアムにおける活動を見据えたアートコミュニティ形成の取組
- 文化芸術活動を行う団体、企業、芸術家等のアート関係者によるネットワークづくりの取組
- 施設の有効活用や新たな場の発掘など文化芸術活動を行う環境の拡充

施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

多摩川に沿って南北に長い川崎では、それぞれの地域において特色のある文化芸術や民俗芸能が育まれてきました。また、東海道など江戸時代から栄えた街道筋、生田緑地や新百合ヶ丘周辺の文化施設が多く集まる地域では、それぞれの地域資源を活かした文化芸術活動が行われています。

これら、地域に根ざした川崎独自の文化芸術を活用したまちづくりを進め、魅力の発信を行っていきます。

取組1 街道筋の文化芸術を活用したまちづくり

【概要】

市内には、東海道のほか、その脇往還としてにぎわった矢倉沢往還（大山街道）、中原街道等が横断し、その宿場町や渡し場等、街道沿いに現在の街並みの原型が形成されてきました。それら街道筋の文化芸術を後世に伝えるとともに、それらを活用した魅力溢れるまちづくりを行っていきます。

【内容】

- 東海道かわさき宿交流館や大山街道ふるさと館、川崎浮世絵ギャラリーを拠点とした、宿場町や街道筋の文化芸術の魅力発信
- 地域住民や団体、民間企業等との連携による街道筋の歴史や文化を活用したまちづくりの推進
- 都市景観形成地区における街なみづくり等、歴史を活かした景観の形成
- 東海道川崎宿まちなみづくりガイドラインに沿った景観誘導の推進

取組2 生田緑地に点在する文化施設が連携した地域の魅力の発信

【概要】

生田緑地には、豊かな自然と、多くの文化施設があります。これらの資源同士を結びつけることにより、生田緑地を中心とした周辺地域の魅力発信を行っていきます。

【内容】

- 藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）の生田緑地4館連携による魅力発信
- 生田緑地を開設候補地とする新たなミュージアムの開館を見据えた、ばら苑を含めた生田緑地周辺全体のエリア価値向上に資する取組
- 地域のイベントである多摩区民祭などと連携したまちの活性化の推進
- 登戸、向ヶ丘遊園のまちづくりと連動した取組の推進

取組3 芸術のまちづくり

【概要】

音楽大学やホール、映画大学、アートセンター、実演団体の稽古場等の文化資源が集積した新百合ヶ丘周辺地区を中心に文化芸術を活用したまちづくりを行うことにより、人々が集う魅力あるまちを形成します。

また、文化芸術の振興を支えるボランティアを育成することにより、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。

【内容】

- 川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）など地域の文化資源と連携した取組の展開及びまちの魅力発信

取組4 多摩川を活用したまちづくり

【概要】

多摩川は川崎の文化形成や生活・風俗に大きな影響を及ぼしてきました。多摩川を活用した事業や渡し場等の歴史を伝えていきます。

【内容】

- 二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センター、大師河原干潟館等の活用
- 多摩川の歴史や環境を身近に学習・体験できる事業の開催

取組5 地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり

【概要】

地域の歴史や生活に根ざした数多くの伝統文化、文化財について、行政、市民、地域団体等、地域総がかりで保存・活用を図り、市民の関心を高め、魅力あるまちづくりに寄与していくことを目指します。

【内容】

- 文化財等の保存・活用の推進
- 川崎市地域文化財顕彰制度に基づく地域に根ざした文化財掘り起こしの推進
- 国史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備・活用の推進
- 市内の民俗芸能等を活用した取組の推進、活動の支援
- 子どもや若者も含め多様な市民が伝統文化や文化財に触れる機会の充実

取組 6 企業・産業が産み出す文化芸術の活用

【概要】

臨海部をはじめ、市内には幕末から戦前にかけて日本の工業を牽引した、多くの近代化遺産や産業遺産があり、川崎の文化の一翼を担っています。川崎の近現代化の遺産を残していくとともに、観光資源として活用を行っていきます。

【内容】

- 川崎区全域を展示場に見立てたかわさき産業ミュージアムの展開
- 工場夜景や企業博物館等、企業や産業が産み出す文化資源を活用した観光促進

施策 3 「川崎の文化芸術」の魅力発信

個性と魅力あふれる川崎の文化芸術を戦略的に発信することにより、都市イメージの向上によるシビックプライドを醸成するとともに、市内外や国外から人々を呼び込み、にぎわいのあるまちづくりや地域などでの文化交流を図ります。

また、最近では、若い世代を中心にブレイキン、ミュージカルアートなどストリートカルチャーが注目を集めており、新たな川崎の文化芸術の発信を進めます。

取組 1 魅力的な文化芸術事業の発信

【概要】

川崎の特性を活かした文化芸術事業や、世界水準の優れた音響性能を有する「ミューザ川崎シンフォニーホール」、海外、取分け、アジア地域での人気が高い「藤子・F・不二雄ミュージアム」、国内外を問わず文化的価値が高く、希少性の高い作品等を展示する「浮世絵ギャラリー」など魅力的な文化芸術事業等を本市の魅力として、ターゲットにあった媒体による発信を行い、市内外から人々が集う、にぎわいのあるまちづくりを進めていきます。

【内容】

- 「かわさきジャズ」や「アジア交流音楽祭」など、企業や商店街等と連携した取組の展開及びまちの魅力の発信
- ミューザ川崎シンフォニーホールを核にした質の高い公演事業の発信
- 民間主体による音楽祭等の文化芸術イベントの開催支援
- アルテリッカしんゆり（川崎・しんゆり芸術祭）等、地域に根ざした魅力的な事業による全国発信
- 映像作品の市内ロケ地の発信による聖地化
- 文化施設における様々な展覧会やイベントの開催
- 日本の歴史的な伝統文化を伝え、国内外を問わず高い文化的価値がある浮世絵の魅力の発信
- イベント等の対象者に合わせた広報媒体による効果的な情報発信及び多言語化の推進

取組 2 文化交流の推進

【概要】

海外や国内の諸都市との交流により、異なる地域の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、都市間の友好親善や市民の相互理解を促進します。

また、文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流を促進します。

【内容】

- 海外の姉妹友好都市等との文化芸術・人材の相互交流の推進と文化の発信
- 文化交流に取り組む市民・団体等の活動支援
- 音楽イベントや国際交流センターにおける事業等を通じた多文化共生の取組の推進

取組 3 若者文化の発信

【概要】

ブレイキンやミュージカルアートなどのストリートカルチャーといった、川崎らしい地域資源である若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」をめざす取組を進めていきます。

【内容】

- ミュージカルアートを通じた新たな川崎の文化の発信や魅力の向上
- 地域人材のネットワークの構築と活動等の支援

基本目標 2 人材の育成とつながりによる地域課題への対応

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養^{かんよう}することから、子どもたちに文化芸術鑑賞や体験などの機会を提供することはとても重要です。また、子どもたちが様々な文化芸術に触れ、楽しめる環境を作ることで、地域の文化芸術活動を支える人材になることも期待できることから、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を提供し、人材の育成を図っていきます。

また、地域の人材、企業、文化関係機関等と行政がそれぞれの役割を担い、つながることで、地域全体で文化芸術の振興を図るとともに、アートによるつながりを生み、孤独の解消など地域課題の解決にも寄与していきます。

施策 1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

また、次世代を担う子どもや若者が身近に文化芸術に触れることができる環境を充実することにより、地域の文化芸術を支える人材を育てていきます。

取組 1 子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実

【概要】

子どもや若者が文化芸術に触れ、楽しむきっかけづくりや、文化芸術活動への支援を充実させていきます。

【内容】

- 東京交響楽団等と連携した、子どもたちが文化芸術を楽しみ、体験できる取組の推進
- 地域の文化団体と学校教育との連携の推進
- 子どもや若者が日頃取り組んでいる文化芸術活動を発表できる機会の提供
- 市内の音楽大学等と連携した子どもや若者の文化芸術活動への支援
- 美術館・博物館等での教育普及事業の展開

取組 2 ボランティアの育成と活躍機会の拡充

【概要】

文化芸術活動を支えるボランティアの育成を行うとともに、ボランティアの方々が活躍できる機会の拡充、企画や運営等への参加等による役割の拡充を行い、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。

【内容】

- 文化施設や事業におけるボランティア育成講座の開催
- 文化芸術事業におけるボランティアの活躍の機会の拡大

取組3 若手芸術家等の育成支援

【概要】

文化芸術活動を行う若手芸術家に対し、発表の場やワークショップ等の機会の提供、人材交流の機会等を通し若い世代の才能発掘や、支援を行っていきます。

【内容】

- 若手芸術家が発表する機会の提供
- 若手芸術家が参加するワークショップ等の開催
- 市内の音楽大学や映画大学の学生や卒業生の演奏・発表の場の設定

施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

市内には、2つの音楽大学と映画の単科大学という文化芸術系の大学、NPO法人、文化団体、文化芸術活動に取り組んでいる企業等、様々な主体が文化芸術活動を行っています。今後も相互の情報の共有化を進め、これら活動主体や行政が連携した総合的な文化芸術活動の推進を図ります。

取組1 ネットワークづくりの推進

【概要】

文化芸術活動を行う団体・企業・芸術家等のネットワークづくりを推進することにより、新たな連携や芸術家の活躍の機会を創出し、文化芸術活動を支援していきます。また、様々なジャンルのアートに係る人が交流できる場所を創出し、相互に学びあい、連携しながら各種文化芸術イベントやシンポジウム、情報の発信等を行う仕組みを創出していきます。

【内容】

- 企業・文化団体・芸術家等のネットワークづくりの推進
- 市内で活動するアーティストやアートディレクターなど市内アート関係者が集う交流会の実施や情報発信、共有の場づくり

取組2 文化芸術の様々な分野への活用

【概要】

文化芸術を観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育等の様々な分野に活用することにより、新たな価値等を生み、それが文化芸術の本質的価値向上のために再投資される好循環を生み出していきます。

【内容】

- 観光や福祉等に文化芸術を活用する取組

取組 3 文化芸術活動の連携の促進

【概要】

市民や文化団体、大学、企業等の様々な文化芸術活動の実施主体と連携した取組を促進していきます。

【内容】

○市内の文化団体、大学、企業、芸術家等との連携の促進

施策 3 文化芸術によるつながりの創出

文化芸術は、人と人との心のつながりを生み、社会的包摂性を育むとともに、様々な価値観などを認め合う寛容な多様性も育むことができます。

文化芸術活動の機会の提供や情報整備などの環境づくりを推進することによって、多様な市民の参加を促進し、地域のつながりを強めるなど様々なつながりを創出して、孤独の解消など地域課題の解決にも寄与していきます。

取組 1 誰もが文化芸術活動に参加できる機会の提供

【概要】

高齢者や障害のある方など誰もが文化芸術活動に参加し、発表等を行える機会を提供することにより社会参加を進め、目標や生きがいを持ちながらいきいきと生活できるまちづくりを目指していきます。

【内容】

- プラチナ音楽祭など地域で活動している方々の発表の機会や文化芸術活動に参加する機会の提供
- 美術作品展やコンサート、演劇等、障害のある方が地域の方々と文化芸術活動を行い、発表できる場の提供
- 障害のある方が制作した作品等の発表の機会、文化芸術活動を通じた交流の促進や芸術的価値が高い作品等の評価や販売等に係る支援
- 市内の文化資源を活用し、人と人、人と場所、人とモノを緩やかにつなぐ、新たなミュージアムにおける活動を見据えたアートコミュニティ形成の取組（再掲）

取組 2 アートコミュニティの形成

【概要】

文化芸術（アート）が有する様々な価値や魅力、寛容さにより、多様な人々の間にコミュニケーションが生まれ、コミュニティを形成することにより、社会的な孤立の解消、多様性が尊重される社会など、社会的課題の解決に寄与するとともに、新たなミュージアムにおける取組につなげていきます。

【内 容】

- 市内の文化資源を活用し、人と人、人と場所、人とモノを緩やかにつなぐ、アートコミュニケータの活動によるコミュニティの形成
- 文化施設等関係者によるワークショップや広く市民に向けたシンポジウムの開催による連携強化や「アート・フォー・オール」に向けた取組の周知

取組3 文化芸術活動を行うための情報環境の整備

【概 要】

文化芸術活動を行いたい市民と、地域の文化芸術活動ができる場所や活動団体等の情報を結びつけるマッチング機能の充実を目指していきます。

【内 容】

- 文化芸術活動の練習や発表を行える場所等の情報提供の充実
- 文化関係団体とのネットワークづくりや情報発信等の中間支援機能の強化
- ITを活用した情報プラットフォームの開設

基本目標3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出

市内では、美術館やホール等の文化施設での鑑賞だけでなく、文化団体等による美術、音楽、演劇、伝統文化や、地域で受け継がれてきた民俗芸能の保存伝承などの多様な文化芸術活動が行われています。

市民による文化芸術活動がより活発に行われるとともに、誰もが文化芸術に触れ、楽しめる機会を増やしていくことにより、魅力にあふれ、市民がシビックプライドをもって暮らすことができるよう進めていきます。

施策1 文化施設等の効果的な運営

市民の文化芸術活動の拠点ともなる文化関連施設については、適切な管理運営やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、楽しみ、親しむことができる環境を提供していきます。

取組1 施設の特長を踏まえた展示・公演等の実施

【概要】

博物館法や劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等の趣旨を踏まえ、各施設の設置目的や運営方針に基づき、施設の特長を踏まえた魅力的で質の高い展示・公演等の事業を通して、文化芸術の創造拠点としての役割や市民の活動拠点としての役割、川崎市の魅力発信拠点としての役割を果たすとともに、博物館においては、まちづくり、観光、福祉といった分野との連携を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めます。

【内容】

○新たなミュージアムの拠点施設は、「リアルなモノ」に出会える機会を提供しつつ、限られた空間を有効活用し、多様性、公平性、アクセシビリティ、包摂性の4つの観点を重視した施設の検討

取組2 施設間の連携・協力

【概要】

施設同士が互いの特性を活かして連携しあうことにより、情報の共有、広報・事業等の充実を図り、地域や文化関連施設相互の魅力を発信していきます。

【内容】

○文化施設相互の連携の拡充

取組3 文化施設等のアウトリーチ活動の充実

【概要】

文化施設の魅力等について、施設内だけにとどまらず、アウトリーチ活動等を通

して展開し、より多くの方に鑑賞の機会を提供することにより、川崎の文化芸術活動の裾野を広げていきます。

【内 容】

- アウトリーチ公演の実施
- 美術館や博物館によるアウトリーチ事業の推進

取組4 バリアフリーの推進

【概 要】

子ども連れの方、高齢者、障害のある方等にも身近に文化芸術に触れていただける機会を提供していきます。

【内 容】

- 施設のバリアフリー化に向けた取組の推進
- 障害のある方に向けた美術・音楽鑑賞プログラム等の推進
- 邦画の字幕上映、集団補聴システム導入等、障害のある方が鑑賞しやすい環境の整備
- 幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実

取組5 専門人材の養成

【概 要】

施設従事者に関する専門性の確立に向け、研修への参加、文化施設での人材育成等を実施します。

取組6 計画的な修繕の実施

【概 要】

施設の長寿命化や安全性の確保、魅力の増進等のため、中長期の修繕計画に基づき、計画的な修繕を行っていきます。

施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

まちなかや身近な場所において市民が文化芸術に気軽に触れ、楽しむことができる環境づくりや、デジタル技術の活用を推進し Web での作品などのコンテンツの掲載を行うことにより文化芸術の裾野を広げるとともに、美術館等に足を運びにくい環境の方々にも文化芸術を楽しんでいただける機会を提供します。

取組1 身近に文化芸術に触れる機会の充実

【概 要】

区役所のロビーや商業施設、まちかど等、気軽に立ち寄れる空間での展示会や、音楽、芸能等の鑑賞機会や Web での作品などのコンテンツを提供することにより、

誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会を提供していきます。

【内 容】

- 商業施設等の協力による、身近な場所での音楽等の鑑賞機会の創出
- 各区の音楽祭や、区役所ロビーや市民館等での展示会等、地域での発表と鑑賞の場の創出
- 美術館や博物館の作品等のデジタル・アーカイブ化やデジタル技術を活用したミュージアム活動の取組
- ミューラルアートなど公共空間におけるアートの展開

取組 2 誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定

【概 要】

子ども連れの方、病院や施設に入院・入所中の方等に、気軽に文化芸術に触れてもらう鑑賞機会の提供等を行っていきます。

【内 容】

- 市内の老人福祉施設や病院等への巡回公演等のアウトリーチ事業の充実
- 幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実（再掲）

取組 3 文化芸術活動を行う環境の拡充

【概 要】

施設の有効活用や新たな場の発掘等、市民や文化団体が文化芸術活動を行う環境の充実を目指すとともに文化芸術に触れる機会も広げていきます。

【内 容】

- 既存の施設や、民間施設等を有効活用した文化芸術事業の実施
- 文化施設の開放等による、若手芸術家への活動支援及び、市民の文化芸術活動の裾野拡大

取組 4 文化芸術活動を発表する場の提供

【概 要】

市民や文化団体の文化芸術活動を発表する場所を提供するとともに、そうした発表の情報を広く周知する等の支援をしていきます。

【内 容】

- アンデパンダン展やかわさき市美術展、各区文化祭の開催支援、文化芸術活動に関する発表や顕彰の機会の充実
- アートガーデンや市民館のギャラリー等、作品の展示機会の提供や広報支援
- 文化団体による文化芸術活動への広報等による支援

4 横断的な戦略

文化芸術の振興にあたり、3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策に基づく各取組を進めていくだけでなく、次の4つの「横断的な戦略」の実施可能な部分を各々の取組に取り入れることで、誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめることができ、様々な出会いや交流を促進させ、「本計画の目指すまちの姿」を形成していきます。

戦略1	身近に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりに向けた取組を推進する
<ul style="list-style-type: none">・まちなかなど身近な場所や Web での鑑賞、体験、演奏などの実施・各種イベントとの連携による市民が身近に感じられる環境づくり・ターゲットに応じた効率的・効果的な情報発信	

戦略2	文化芸術による様々な出会いや交流を促進する
<ul style="list-style-type: none">・文化芸術関係者による交流会・新たなミュージアムにおける活動を見据えたアートコミュニティ形成の取組・イベントなどでの演奏、映像配信や出店などの連携	

戦略3	かわさきパラムーブメント推進ビジョンのレガシーを形成する
<ul style="list-style-type: none">・経済的に余裕がない方、障害者、外国人市民など誰もが文化芸術活動参加への促進・障害者差別解消法に基づき、行政機関に義務付けられている合理的配慮の提供・心のバリアフリーの理解を深め、ソフト面におけるバリアフリー化の推進	

戦略4	民間施設を含めた効率的・効果的な利活用と連携を促進する
<ul style="list-style-type: none">・文化施設とのイベントなどの連携・民間施設などの利活用	

【各取組に取り入れる横断的な戦略】

基本目標 1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり					
施策 1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	音楽によるまちづくり	○	○	○	○
取組 2	映像によるまちづくり	○	○		○
取組 3	「アート・フォー・オール」に向けたまちづくり	○	○	○	○
施策 2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	街道筋の文化芸術を活用したまちづくり	○	○	○	○
取組 2	生田緑地に点在する文化施設が連携した地域の魅力の発信	○	○	○	○
取組 3	芸術のまちづくり	○	○	○	○
取組 4	多摩川を活用したまちづくり	○		○	
取組 5	地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり	○			○
取組 6	企業・産業が産み出す文化芸術の活用	○			○
施策 3 「川崎の文化芸術」の魅力発信		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	魅力的な文化芸術事業の発信	○	○	○	○
取組 2	文化交流の推進		○		
取組 3	若者文化の発信	○	○		

基本目標 2 人材の育成とつながりによる地域課題への対応					
施策 1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実	○	○		○
取組 2	ボランティアの育成と活躍機会の拡充		○	○	
取組 3	若手芸術家等の育成支援	○	○		
施策 2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	ネットワークづくりの推進	○	○	○	
取組 2	文化芸術の様々な分野への活用	○			○
取組 3	文化芸術活動の連携の促進		○		
施策 3 文化芸術によるつながりの創出		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	誰もが文化芸術活動に参加できる機会の提供	○	○	○	○
取組 2	アートコミュニティの形成	○	○	○	○
取組 3	文化芸術活動を行うための情報環境の整備	○	○		○

基本目標 3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出					
施策 1 文化施設等の効果的な運営		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	施設の特長を踏まえた展示・公演等の実施			○	○
取組 2	施設間の連携・協力		○		○
取組 3	文化施設等のアウトリーチ活動の充実	○	○		
取組 4	バリアフリーの推進	○		○	
取組 5	専門人材の養成			○	
取組 6	計画的な修繕の実施			○	
施策 2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供		戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
取組 1	身近に文化芸術に触れる機会の充実	○	○	○	
取組 2	誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定	○		○	
取組 3	文化芸術活動を行う環境の拡充	○			○
取組 4	文化芸術活動を発表する場の提供	○			○

第4章 計画の推進について

1 成果指標

計画期間内（令和6（2024）年度～令和15（2033）年度）において、本計画を着実に推進するため、第3期実施計画の成果指標を活用して、次のとおり成果指標及び目標値を設定します。

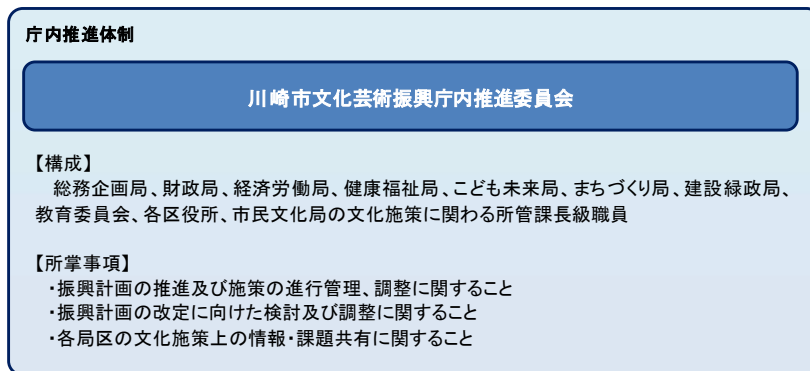
成果指標（指標の出典）※下段は算出方法	現状値 （令和3 （2021）年度）	目標値 （令和15 （2033）年度）
文化・芸術活動の盛んなまちだと思ふ市民の割合 （市民アンケート）	45.2%	55.0%
「川崎市が文化・芸術活動の盛んなまちだと思いますか」という問いに対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合の合計		以上
主要文化施設の入場者数 （市民文化局調べ）	82.3万人	140.5万人
主要文化施設8施設（東海道かわさき交流館、市民ミュージアム、大山街道ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）、アートセンター）の入場者数の合計		以上
ミュージア川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率 （市民文化局調べ）	75.63%	75%
ミュージア川崎シンフォニーホールの主催・共催公演に関する、入場者定員数に対する入場者数の割合（入場者数/入場者定員数×100）		以上
年1回以上文化芸術活動をする人の割合 （市民アンケート）	12.1%	20%
「この1年間に、鑑賞を除いた文化芸術活動をしたことはありますか」という問いに対して、「頻繁（週1回以上）に活動している」「定期的（月1回以上）に活動している」「少なくとも1回は活動したことがある」と回答した人の割合の合計		以上
「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合 （市民アンケート）	46.3%	60%
市内で身近に音楽に触れたり、実践したりする環境について、「充実していると感じる」「ある程度充実していると感じる」と回答した人の割合の合計		以上
「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合 （市民アンケート）	11.4%	30%
映画やドラマの撮影の誘致など、映像を通じた、まちの魅力向上や地域の活性化に関する市の取組について、「市の取組を知っており、取組を評価できる」と回答した人の割合		以上
文化・芸術の環境に対する満足度 （市民アンケート）	29.6%	40%
「川崎市が文化・芸術の環境について、充実していると感じますか」という問いに対して、「そう感じる」「ややそう感じる」と回答した人の割合の合計		以上

2 連携による本計画の推進

(1) 市内連携

本計画は、文化芸術の振興により、市民生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するため、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、多文化共生など、幅広い分野を対象として、総合的に文化芸術施策を推進するものです。

そのため、本計画の推進にあたっては、市内における関係部署との連携、協力を進めていくことが重要であるから、関係局区による「川崎市文化芸術振興市内推進委員会」を設置し、中長期的な文化施策のあり方、連携方策等の検討・調整を行っていくほか、本計画の進捗管理も行っていきます。



(2) 公益財団法人川崎市文化財団との連携

川崎市文化財団は、市民の文化芸術活動を振興し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に設立され、多様な文化芸術活動の実施や、川崎能楽堂やアートガーデンかわさきなどの文化芸術施設の管理運営の他、ミュージアム川崎シンフォニーホールや川崎市アートセンターなどの指定管理者制度を導入した施設を本市から受託して運営するなど、文化の専門的な組織として文化芸術の振興に本市と連携して取り組んでいます。

市と文化財団は文化芸術振興の施策を実現する協働のパートナーとして連携してきましたが、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民や文化団体等の多様な主体と連携・協働しながら事業展開することがより効果的と考えられます。今後、本市が目指すまちの姿を形成するためには、市と文化財団はさらに連携を深め、次の役割分担で事業を進めていく必要があります。

《市と文化財団との役割分担》

市	市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策の推進を通じ、文化芸術が持つ本質的価値によるまちづくりを進める
文化財団	イベント等の事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組など専門的な組織としての役割を担う

文化財団がその役割を的確に果たすためには、市のサポートのもと執行体制の強化や安定的な経営基盤の確立、優秀な人材の確保等による機能強化を図り、文化芸術施策の推進における課題や情報を市と文化財団で共有し、双方向のコミュニケーションを深めつつ、文化財団のもとに蓄積された事業展開のノウハウを生かすことにより、文化芸術がより一層振興されるよう連携・協働を深めていきます。

(3) 文化団体、大学等との連携

本計画を着実に推進し、本市の文化芸術を振興していくためには、市民、文化団体、大学等の教育研究機関、企業、NPO、さらに文化芸術に関心を持つ様々な人と連携・協働して取り組むことが重要です。

文化芸術基本法第5条の2では、文化芸術団体（＝文化芸術活動を行う団体）は、「自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。」と規定されています。

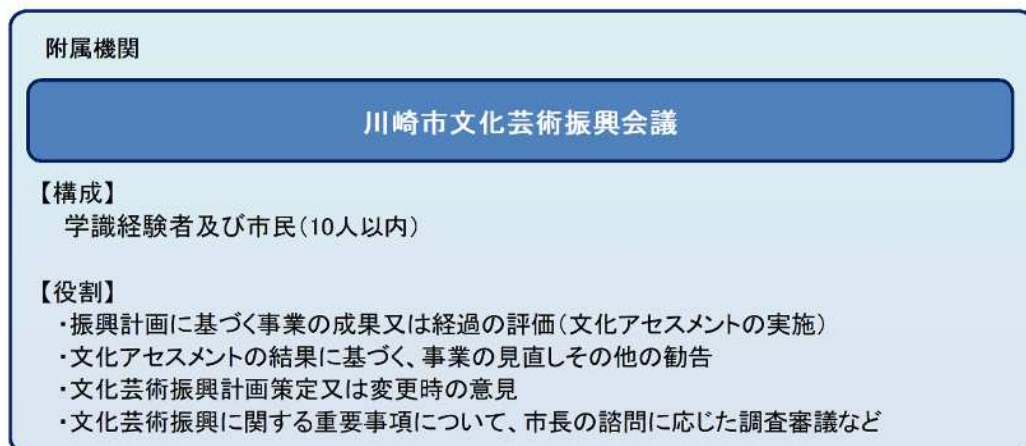
本市は、これまでも文化芸術活動の主役は市民及び文化芸術活動を行う様々な団体等と位置づけ、様々な団体、関係機関等と連携を図りながら、文化芸術振興に取り組んでまいりましたが、今後は、さらに多様な主体と連携を図り、更なる本市の文化芸術振興を推進していきます。

3 計画の進行管理・評価の体制

(1) 川崎市文化芸術振興会議による進行管理等

川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）は、振興条例第9条に基づき、平成17(2005)年10月1日に設置され、本市の文化芸術の振興に関して、様々な意見や審議等を行う附属機関であり、文化アセスメントを行う役割を担っています。

本計画の推進にあたっては、振興会議からの様々な意見を参考にするとともに、文化アセスメントを受けながら進捗を図っていきます。



(2) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント

振興条例第8条に基づき、振興会議が文化アセスメントを実施し、本計画上の事業の取組の進捗と方向性を検証していきます。

文化アセスメントは、振興会議が本計画上の取組の成果や経過を評価するとともに取組に対する提言を行うことにより、創造的かつ持続的な文化芸術活動の振興を図ることを目的とした事業評価のシステムです。

文化アセスメントの内容については、年度ごとに公表し、市の文化芸術振興施策の内容や進捗の情報を発信していきます。また、毎年度、文化アセスメントの結果に対する市の対応状況について、振興会議に報告し公表することにより、進行管理を行っていきます。このように、文化アセスメントは、本計画とともに市の文化芸術振興施策の総合マネジメント・システムを構成するものです。

(3) 計画の年度管理

本計画における施策の進行管理のため、各施策に位置づける事業について、その進捗状況を調査・点検することにより、各施策の進行管理を行っていきます。

また、数値化された成果指標等に基づく進行管理を行うだけでなく、文化芸術振興庁内推進委員会において、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることなどにより、文化芸術の振興における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っていきます。